

2021年2月15日
株式会社 電通グループ
代表取締役社長執行役員 山本 敏博
(東証第1部 証券コード：4324)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社電通グループ(本社：東京都港区、代表取締役社長執行役員：山本 敏博、資本金：746億981万円)は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
株主への一層の利益還元と資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数：1,500万株(上限)
《発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.32%》
 - (3) 株式の取得価額の総額：300億円(上限)
 - (4) 取得する期間：2021年2月16日～2021年12月23日
 - (5) 取得の方法：東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付(予定)

(ご参考) 2020年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 281,714,181株 自己株式数 6,695,819株

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社電通グループ グループコーポレートコミュニケーションオフィス
TEL：03-6217-6601 Email：group-cc@dentsu-group.com

当社では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、現在リモートワークを実施しております。同期間のお問い合わせは、Eメールにてお願いいたします。